

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附  
金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。))を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。)を受けた特定非営利活動法人をいう。

(申出をすることができる特定非営利活動法人)

第3条 地方税法第314条の7第3項に規定する申出をすることができる特定非営利活動法人は、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)別表に掲げられているもの又は地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例(平成23年神奈川県条例第48号)第3条第1項に規定する申出書を神奈川県知事に提出しているものとする。

(指定の申出)

第4条 特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第3項に規定する申出をするときは、指定特定非営利活動法人指定申出書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申出書には、神奈川県知事に提出した地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第3条第1項に規定する申出書の写し及び同条第2項に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(指定のために必要な手続)

第5条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人のうち、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表に掲げられているものについて、指定のために必要な手続を行うものとする。

(指定の通知等)

第6条 市長は、指定があったときはその旨を、前条の手続を行わないことを決定したとき、又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第4条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地

(4) 指定の効力を生じた年月日

(5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容

(6) その他市長が別に定める事項

(指定の更新の申出)

第7条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日(この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日)から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日(同条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日)から起算して5年を経過する日の9月前から5月前までの間で市長が別に定める期間(以下「更新申出期間」という。)内に、指定特定非営利活動法人指定更新申出書(第2号様式)により、市長に指定の更新の申出をするものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 前項の申出書には、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定め

る条例第9条第1項の規定により神奈川県知事にした申出に係る書類の写しを添付するものとする。

3 前2条の規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。

(役員の変更等の届出)

第8条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第6条第2項第2号若しくは第6号に掲げる事項に変更(次条第1項に規定する事項に係る変更を除く。)があったときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書(第3号様式)により、その旨を市長に届け出るものとする。

(事業の内容等に関する変更の届出等)

第9条 指定特定非営利活動法人は、第6条第2項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前項の届出が第6条第2項第1号又は第3号(主たる事務所の所在地に係るものに限る。)に掲げる事項の変更によるものであるときは、市長は、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第10条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をした日から1月以内に、指定特定非営利活動法人合併申請届出書(第4号様式)により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前項の届出書には、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第16条第1項の規定により神奈川県知事に届け出た書類の写しを添付するものとする。

3 市長は、第1項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表に掲げられているかどうかを確認するものとする。

4 市長は、第1項の届出があったときは、インターネットの利用その他の方法によ

り、その旨を公表するものとする。

5 市長は、第1項の届出があった特定非営利活動法人が地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表に掲げられていて、名称等に変更があるときは、変更のために必要な手続を行うものとする。

(法人及び事業の概要報告書の提出)

第11条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。ただし、神奈川県知事に提出した地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第15条第1項に規定する法人及び事業の概要報告書の写しを市長に提出することをもって、指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書の提出に代えることができる。

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第12条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表から削除されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 更新申出期間内に、第7条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)

2 前項第4号に規定する申出は、指定特定非営利活動法人指定取消申出書(第6号様式)により行うものとする。

3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。

4 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

(協力依頼)

第13条 市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めるものとする。

（平塚市市民活動推進委員会への諮問）

第14条 市長は、指定のために必要があると認めるときは、平塚市市民活動推進委員会の意見を聴くものとする。

（必要と認める資料の提出）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、指定特定非営利活動法人に対し、必要と認める書類の提出を求めるものとする。

（委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。